

基準5 収容人員の取扱いに関する基準

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、規則第1条の3に規定する算定方法により算定するほか、次によること。

1 共通取扱い

- (1) 防火対象物の部分で、機能従属部分又はみなし従属部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定すること。
- (2) 防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が出入りする店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物全体の用途を前提として、規則第1条の3の規定を適用すること。
- (3) 従業員の取扱いは次によること。
 - ア 従業員の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制の最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）は、従業者として取り扱わないこと。
 - イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交替時等のために重複して在館する場合は、合計した数としないこと。
 - ウ 職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に参入すること。
- (4) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 廊下、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めないこと。
 - イ 算定人員の計算において、1に満たない人数はひとりの人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定すること。
※用途によっては、切り上げる。((2)項二及び(5)項イ)を追加します。
- (5) 「固定式のいす席」とは、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものとする。なお、「容易に移動することができないもの」とは、重さ又は大きさから、1人では移動困難なものとする。
- (6) 長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いすごとに算定すること。

2 令別表第1の各項ごとの取扱い

- (1) 令別表第1(1)項
 - ア 「立見席の部分」とは、いす等を置かず、観客等が立って観覧等をする部分をいい、通路の延長部、出入口扉の回転部等は含まれない。
 - イ 「その他の部分」とは、固定式いす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追込場）を設ける部分などを指し、通路を含めない。
- (2) 令別表第1(2)項、(3)項
 - ア 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」とは、施設内に設置さ

れる遊技卓、盤、機械等に、使用する最大の人数を掛け合わせて得られた数とすること。

イ 「その他の部分」とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分、料理店・料亭等の和室等をいう。

(3) 令別表第1 (4) 項

ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分をいい、次の部分を除いた場所をいう。

(ア) 事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設

(イ) 駐車場、商品倉庫、商品荷捌場

(ウ) 空調機械室、電気室等の設備室

(エ) 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある道路及び公共性の強い通路部分

(オ) その他従業者だけが使用する部分

イ 「その他の部分」には、売場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分も含む。

(4) 令別表第1 (5) 項イ

ア 「宿泊室」の人員算定の取扱いは、次による。

(ア) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定すること。

(イ) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定すること。

(ウ) 簡易宿泊所の中2階（棚状）式のもの棚数をベッド数とすること。

(エ) 和室の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱うこと。

(オ) 和室の宿泊室の床面積には、押入れや床の間、便所等は含めないこと。

(カ) 一の宿泊室に洋室の部分と和室の部分（前室含む。）が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊されることのないことが明らかなものは、この限りではない。

イ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいい、宿泊者のみが使用する部分は含まない。

(ア) 宴会場等

(イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する場所

(ウ) いす席を設けたロビー等（通路部分を除く。）

(エ) 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(5) 令別表第1 (5) 項ロ

入居前の共同住宅における居住者数の算定については、賃貸契約等により、あらかじめ居住者数が定められている場合を除き、表5-1によること。

なお、入居後は実態に即した人数とする。

表5-1

| | | | | | |
|--------|----|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 住戸形態 | 1K | 1DK 1LDK 2K 2DK | 2LDK 3K 3DK | 3LDK 4K 4DK | 4LDK 4K 4DK |
| 算定居住者数 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 |